

施設基準等

令和6年10月25日

病院管理者の氏名 信濃医療福祉センター 所長 笛木 昇

○当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○平成12年3月17日付厚生労働省告示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

1 入院基本料の届出

当病院は、1日に南棟12人、東棟20人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

【南棟】

- ・ 8時30分～17時15分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は8人以内
- ・ 16時30分～1時15分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内
- ・ 0時30分～9時15分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は17人以内

【東棟】

- ・ 8時30分～17時15分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内
- ・ 16時15分～1時00分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は9人以内
- ・ 0時15分～9時00分まで 看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内

※ 当病院においては、患者の負担による付添看護を行っておりません。

2 関東信越厚生局長への届出

1) 次の施設基準に適合しています。

- ・ 障害者施設等入院基本料10対1入院基本料
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 医療安全対策加算2
- ・ 感染対策向上加算3
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ リハビリテーション
脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I)
運動器リハビリテーション料(I) 集団コミュニケーション療法料
障害児(者)リハビリテーション料
- ・ 検体検査管理加算(I)
- ・ コンピューター断層撮影(CT撮影、16列マルチスライス型機器)
- ・ クラウン、ブリッジ維持管理料

2) 入院時食事療養等の基準に係る届出

- ・入院時食事療養(I)

※ 入院時食事療養(I)による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

【入院時食事療養費の標準負担額について】

- | | | |
|-----------|-------------------|-------------------|
| ・一般 | | 1食 490円 (例外 280円) |
| ・住民税非課税世帯 | | |
| (低所得Ⅱ) | 過去12ヶ月の入院日数 90日以下 | 1食 230円 |
| | 過去12ヶ月の入院日数 91日以上 | 1食 180円 |
| (低所得Ⅰ) | | 1食 110円 |

3) 特別療養環境室の届出

個室に入院を希望される方はご相談下さい。金額は次の通りです。

東棟(2階 201~206号室 5室) 1日につき1,000円

4) 機関指定に関する届出

- ・保険医療機関 ・国民健康保険療養取扱機関 ・小児慢性特定疾患医療機関
- ・精神保健法指定医療機関 ・自立支援医療(更生、育成、精神通院)指定医療機関
- ・児童福祉(措置等)指定医療機関 ・生活保護法指定医療機関 ・労災保険指定医療機関
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関

3 保険外負担に関する事項

当病院では、児童福祉法、自立支援法による入院以外の患者さんの場合、次の事項について実費負担をお願いしております。

- ・紙おむつ代1枚 110円
- ・クリーニング料 500gあたり330円
- ・文書料(1通) 1,100円~11,000円 (詳細は別掲示をご覧ください)
- ・予防接種 1,500円~7,500円 (詳細は別掲示をご覧ください)

4 医療安全管理者等による相談

当病院では、医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。詳しくは、患者相談窓口へおたずねください。